

鳥取市求職者教育訓練助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市求職者教育訓練助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、市内の求職者の就職にあたって、能力開発に取り組むための教育訓練の受講に要する費用を助成することにより、当該者の就職を促進し、雇用の安定を図ることを目的として交付する。

(対象教育訓練)

第3条 本助成金の対象となる教育訓練（以下「対象教育訓練」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第49号）第60条の2に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練とする。

(交付対象者)

第4条 本助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本助成金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 就職していない年齢が65歳未満の者であること。
- (3) 公共職業安定所で求職手続を行っている者であること。
- (4) 大学院、大学、短大、高専、専修学校等の学生でないこと。
- (5) 支給要件期間を満たさないため、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の支給を受けることができない者であること。
- (6) 対象教育訓練を修了し、修了証又は単位認定証を授与された者であること。
- (7) 過去に本助成金の交付を受けたことがない者であること。

(助成金の額)

第5条 本助成金の額は、対象教育訓練の受講料（入学料を除く。）のうち交付対象者の負担した額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、5万円を限度額とする。

(交付申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した日から20日以内に、規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。

- (1) 教育訓練調書（別記様式）
- (2) 対象教育訓練の内容がわかる書類
- (3) 住民票の写し
- (4) 修了証又は単位認定書の写し
- (5) 受講料の額が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（着手届の提出）

第7条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第8条 本助成金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

教育訓練調書

補助事業等の名称	鳥取市求職者教育訓練助成金
教育訓練の実施機関	
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで
教育訓練の受講料	円（消費税込み）
添付書類	<input type="checkbox"/> 対象教育訓練の内容がわかる書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 修了証又は単位認定書の写し <input type="checkbox"/> 受講料の額が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類